

教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）

★ ご自身の有効期限を確認する。

チェック欄

所持する教員免許状に「有効期間の満了の日」が記載されているかどうかを確認する。

- 「有効期間の満了の日」の記載がない→「旧免許状所持者」（平成21年3月31日以前に授与された教員免許状をお持ちの方）
- 「有効期間の満了の日」の記載あり→「新免許状所持者」（平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状をお持ちの方）

「有効期間の満了の日」の記載がない免許状を所持。

免許状に「有効期間の満了の日」の記載有り。

【旧免許状所持者に該当】

お持ちの教員免許状のなかに、栄養教諭免許状はありますか？

【新免許状所持者に該当】

期限は「有効期間の満了の日」が該当します。

栄養教諭免許状を持っていない

栄養教諭免許状を所持。

最初の修了確認期限が生年月日によって区分されます。
 （「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表1参照）

- ①栄養教諭免許状の授与年月日が平成21年3月31日以前
 →（「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表2を参照）
- ②栄養教諭免許状の授与年月日が平成21年4月1日以降で、他の免許状でそれより前に授与のものを所持。
 →（「旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り」の表1を参照）

「有効期間の満了の日」が複数の日付の教員免許状をお持ちの場合は、最も遅い日付の有効期間の満了の日が、その方の「有効期間の満了の日」として適用されます。

ご自身の修了確認期限または有効期間の満了の日を確認してください。
 修了確認期限(有効期間の満了の日)

平成 年 月 日

※ すでに修了確認期限延期申請を行い、延期証明書を受理している方は、延期後の期限を記入。

チェック
 旧免許状所持者に該当
 新免許状所持者に該当

なお、すでに延期申請を行ったことがある方は「延期後の修了確認期限（有効期限）」でチェックしてください

免許状更新講習が受講できる期間および更新講習修了確認申請ができる期間は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2年2か月前から2か月前の2年間です。

※ 例：修了確認期限（有効期間の満了の日）が平成31年3月31日の場合
 → 免許状更新講習が受講できる期間および更新講習修了確認申請ができる期間は、平成29年2月1日～平成31年1月31日の2年間です。

★ 更新講習を受講する。

更新講習の受講について〔受講料有料〕（更新講習の開設情報をさがす→[文部科学省HP](#)）

受講済
 チェック

合計 30 時間	① 必修領域（6時間）	①・②ともに、受講対象者の区分はなし。 (①必修領域は、全免許種共通。 ②選択必修領域は、学校種や免許種に応じて選択できるようになっている。)
	② 選択必修領域（6時間）	
	③ 選択領域（18時間）	(6H×3または12H+6Hの受講も可)
対象職種区分あり。（「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」の3区分）		
【旧免許状所持者】 現に就いている職に応じて受講すべき対象職種区分が決まる。		【新免許状所持者】 所持する免許状の種類に応じて受講すべき対象職種区分が決まる。

申請済
 チェック

★ 大阪府教育委員会に対して、更新申請を行う。〔申請手数料3,300円〕

※申請は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに行うこと。

（例：修了確認期限（有効期間の満了の日）が平成31年3月31日の場合
 →申請期限は、平成31年1月31日。）